

掲載・更新年月日:		2024年7月4日		
金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表				
金融事業者の名称		アニコム損害保険株式会社		
■取組方針掲載ページのURL:		https://www.anicom-sompo.co.jp/company/customer_first/		
■取組状況掲載ページのURL:		https://www.anicom-sompo.co.jp/company/customer_first/		
	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	【顧客の意思の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠意・公正に業務を行い、顧客の意思の利益を追求すべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	1. お客様の声を経営に活かす取組み	1. お客様の声を経営に活かす取組み 【主な取組み】
	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の意思の利益を追求することより、自らの利益を優先する業務運営の促進につなげていくことを目指すべきである。	実施	1. お客様の声を経営に活かす取組み	1. お客様の声を経営に活かす取組み 【主な取組み】
原則 3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	5. 利益相反の適切な管理	5. 利益相反の適切な管理 【主な取組み】
	(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取り又は棄断に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供先として、委託手数料等の支払を受ける場合 ・ 販売会社が、グループに関する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨する場合 ・ 同一会社又はグループ内に法人営業部と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を保有する場合	実施	5. 利益相反の適切な管理	5. 利益相反の適切な管理 【主な取組み】
原則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に相当するものかを、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	非該当	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項の注4、金融商品のサービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	3. わかりやすい情報の提供	3. わかりやすい情報の提供 【主な取組み】
	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の構成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの運用管理や顧客の投資意向を踏まえたものであると判断する理由を含む ・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等の提供)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	非該当	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について
	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合、顧客に購入することが困難であるが理由を顧客に示すこと、また、パッケージ化する場合などない場合は顧客が比較することが困難となる場合、それらに関する重要な情報について提供すべきである(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においてその間)。	非該当	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について
	(注3) 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない顧客に内部の情報提供を行うべきである。	非該当	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について
	(注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの提供に際しては、必要かつ適切な情報をも、分かりやすく行うべきである。単純でスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には、必要な情報提供を行う一方、複雑でリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同様の商品の取得に際しては、顧客に必要かつ適切な情報を提供し、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう努めるべきである。	非該当	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について
	(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報提供をする際には、情報を理解しにくい点やより重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	非該当	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について
原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの提供、販売・推奨等を行うべきである。	実施	2. お客様にふさわしい商品・サービスの提供	2. お客様にふさわしい商品・サービスの提供 【主な取組み】
	(注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を確認し、また、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの選択を行うこと ・ 具体的な金融商品・サービスの提供は、自らが取引を行う金融商品・サービスについて、営業法の枠を超えて強断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの提供(手数料を含む)は、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	非該当	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について
	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について
	(注3) 金融商品の構成に携わる金融事業者は、商品の構成に当り、商品の特性を踏まえ、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の提供に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について
	(注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対しては、商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かどうか慎重に審議すべきである。	非該当	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について
	(注5) 金融事業者は、従業員がその取引を行う金融商品の構成等に係る情報を得るよう努めることにより、顧客に対して、その属性に際し、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	非該当	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について	(ご参考)金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」と本方針の対応関係について
原則 7	【従業員に対する適切な取組づけの仕組み等】 金融事業者は、顧客の意思の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理を促進するように設計された情報・業績評価体系、従業員研修その他の適切な取組づけの仕組みや適切なパフォーマンス体制を整備すべきである。	実施	6. お客様本位の業務運営に向けた取組み	6. お客様本位の業務運営に向けた取組み 【主な取組み】
	(注) 金融事業者は、各層別(これらに付されている注を含む)に際し実施する内容及び外部の役割に際し、代理店等の関係について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・保証するための体制を整備すべきである。	実施	6. お客様本位の業務運営に向けた取組み	6. お客様本位の業務運営に向けた取組み 【主な取組み】
【問合せ先】				
部署		カスタマー・リレーション部		
連絡先		お申し込みサービスセンター 0800-888-8256 受付時間: 平日 9:30～17:30 / 土日・祝日 9:30～15:30		

※6「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7(これらに付されている(注)を含む)毎に、「実施」、「一部実施」、「不実施」、「非該当」を選択し、取組方針・取組状況の該当箇所(項目名、見出し、ページなど)を記載してください。
金融事業者のウェブサイトに掲載されている対応関係表と本報告フォーマットと不一致があれば、金融事業者リストへは掲載されません。